グループA

第3章 子どもの基本的権利

第	章 子どもの基本的権利		
	内容	反映箇所	反映箇所内容
1	子どもが先生や店員さんなどの大人に対して、ため口や言うことをきかないなどの勝手な態度をとっているのは失礼な気がするので、自分たち子どもを支えてくれていることを心にとめて、もっと尊敬の念をこめてほしい。	第3章-1-	子どもの基本的権利 (他人の権利を尊重すること)
2	教師が子どもに対して暴力で注意したり叱ったりするのは、子どもの教育にならないと思う。悪いことは叱ってもいいから、暴力はやめてほしい。	第3章-2-	安心して生きる権利
3		第3章-2-	(いじめ、虐待、体罰から守られること)
4	父子・母子家庭の子が、それを理由にいじめを受ける。	第3章-2-	
5	人によって態度を変える人がいるので、子ども条約2条に基づいて解決すればいい。 父子・母子家庭の子が、それを理由にいじめを受ける。	第3章-2-	
7	大によって態度が方がう先生がいる(頭のいい人と悪い人的な)ので、そういう差別をなくしてみんな平等にするべき。	第3章-2- 第3章-2-	安心して生きる権利
8	人(男女の別)によって態度を変える先生がいることに納得がいかない。周りの人が「差別 をなくす」意識を持ち、平等に接することが必要。	第3章-2-	(あらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと)
9	うちは父子家庭だが、いまだに母親の顔を知らないので、調べる手段の提供、調べる手伝い をしてほしい。	第3章-2-	
10	人によって態度を変える人がいるので、子ども条約2条に基づいて解決すればいい。	第3章-3-	自分らしく生きる権利
11	人によって態度がちがう先生がいる(頭のいい人と悪い人的な)ので、そういう差別をなくしてみんな平等にするべき。	第3章-3-	(個性を認められ、一人の人間として尊重されること)
12	毎日、子ども扱いをされるので、社会人になり、自分で生きていくために、ものごとをやってあげる年齢を決める(4年生まで)。	第3章-4-	豊かに育つ権利 (自分に関係することを自分で決めること)
13	い。そのために、子ともや大人がお互いに尊重し合う必要がある。	第3章-5-	
14	子どもが子どもだからといって、大人に真剣に話を聞いてもらえないことがあるので、1人 の人間として向き合ってほしい。	第3章-5-	
15	相手の話を最後まで聞かずに、勝手に決めつけることがあるので、最後までその相手の考えをきちんと聞くべき。	第3章-5-	
16	意見を言わせてくれないことがあるので、どんな話でも、まず聞くという習慣をつけるべ き。	第3章-5-	参加する権利
17	子どもの意見を大人が無視することが多い。もっと子どもが何を思っているのか考えてほし い。そのために、子どもや大人がお互いに尊重し合う必要がある。	第3章-5-	(あらゆる場で自分の意見を表明すること)
18	相手の話を最後まで聞かずに、勝手に決めつけることがあるので、最後までその相手の考えをきちんと聞くべき。	第3章-5-	
19	意見を言わせてくれないことがあるので、どんな話でも、まず聞くという習慣をつけるべき。	第3章-5-	
20	生徒の話を聞かない先生がいるので、生徒の話に耳をかたむけ、それにあった行動と言動を してほしい。	第3章-5-	
21	子どもの意見を大人が無視することが多い。もっと子どもが何を思っているのか考えてほしい。そのために、子どもや大人がお互いに尊重し合う必要がある。	第3章-5-	
22	子どもが子どもだからといって、大人に真剣に話を聞いてもらえないことがあるので、1人の人間として向き合ってほしい。	第3章-5-	
23	相手の話を最後まで聞かずに、勝手に決めつけることがあるので、最後までその相手の考えをきちんと聞くべき。	第3章-5-	
24	意見を言わせてくれないことがあるので、どんな話でも、まず聞くという習慣をつけるべ き。	第3章-5-	
25	子どもの意見を大人が無視することが多い。もっと子どもが何を思っているのか考えてほしい。そのために、子どもや大人がお互いに尊重し合う必要がある。	第3章-5-	参加する権利 (表明した意見について、配慮がなされること)
26	相手の話を最後まで聞かずに、勝手に決めつけることがあるので、最後までその相手の考えをきちんと聞くべき。	第3章-5-	
27	意見を言わせてくれないことがあるので、どんな話でも、まず聞くという習慣をつけるべ き。	第3章-5-	
28	大人と子どもにやること(やっていいこと)に差があるので、責任をとらなくてはいけない こと以外はいいことにすればいいと思う。	第3章-5-	
29	生徒の話を聞かない先生がいるので、生徒の話に耳をかたむけ、それにあった行動と言動を してほしい。	第3章-5-	
30	親はなぜ子どもに関する情報(預金・残額・その他)の公開をしないのか。子どもが成長していくために必要な情報は与えられるべき。	第3章-5-	参加する権利 (適切な情報提供等の支援)

第4章 生活の場における権利の保障

777	4早 土冶の物にのける性例の不停				
	内容	反映箇所	反映箇所内容		
31	教師が子どもに対して暴力で注意したり叱ったりするのは、子どもの教育にならないと思 う。悪いことは叱ってもいいから、暴力はやめてほしい。	第4章-1-			
32	生徒に暴力をふるう先生がいるが、暴力をふるってはいけない。	第4章-1-	共通の責務と役割		
33	教師が子どもに対して暴力で注意したり叱ったりするのは、子どもの教育にならないと思 う。悪いことは叱ってもいいから、暴力はやめてほしい。	第4章-1-	(大人は子どもに対する虐待、体罰等を行ってはいけない)		
34	生徒に暴力をふるう先生がいるが、暴力をふるってはいけない。	第4章-1-			
	先生は、クラスの人たちの学力が伸びるように、手を挙げない人にもあてたりする必要があるが、答えられないからと言って強く責めたりしてはいけない。子どもが持っているよいところを伸ばし、教育によって子どもが自分も他人もみんな同じように大切にされるようにすることが必要。		施設関係者の責務と役割 (専門性に基づく最善の方法で子どもの権利保障に努めること)		
36	生徒の話を聞かない先生がいるので、生徒の話に耳をかたむけ、それにあった行動と言動を してほしい。	第4章-3-			
37	教師が一方的に子どもを怒ることがある。どうしてだめなのかという理由をはっきりさせて ほしい。	第4章-3-	施設関係者の責務と役割 (子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話に努めること)		
30	担任の先生が生徒に対して感情論が多いことがあるので、もっと生徒が何を思っているかを 考えてほしい。	第4章-3-			
39	父子・母子家庭の子が、それを理由にいじめを受ける。	第4章-8-	子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障		
40	うちは父子家庭だが、いまだに母親の顔を知らないので、調べる手段の提供、調べる手伝い をしてほしい。	第4章-8-	(お互いの違いを認め尊重し合う社会の形成に努めること)		
41	父子・母子家庭の子が、それを理由にいじめを受ける。	第4章-8-	子どものそれぞれの状況に応じた権利の保障		
42	うちは父子家庭だが、いまだに母親の顔を知らないので、調べる手段の提供、調べる手伝い をしてほしい。	第4章-8-	(市は差別などをなくすための取組みに努めなければならないこと)		

	内容	反映箇所	反映箇所内容
43	学校にWALKMANを持ってきている人がいる。	-	
44	うちの学校では、先生に放送で呼ばれたり、ふざけたりする人に対して「かっこいい」とい う変な人がいる。	-	

グループB

第3	章 子どもの基本的権利		
	内容	反映箇所	反映箇所内容
1	自分が不利になると、ちがう話題に変え、終わらせようとする。まだ終わってないから、自 分が悪かったと認めてほしい。	第3章-1-	 子どもの基本的権利
2	自分が不利になると、ちがう話題に変え、終わらせようとする。まだ終わってないから、自 分が悪かったと認めてほしい。	第3章-1-	(大人は子どもの基本的権利を保障しなければいけないこと)
3	親や先生は不審者とかに過剰すぎる。子どもは素直に理解すること、また大人はそういう情 報をしっかり説明するべき。	第3章-2-	安心して生きる権利 (自分を守るために必要な情報や知識を得ること)
4	先生が自分のクラスの生徒をえこひいきしていることがあるので、子どもは自己アピールす るほか、先生を理解してみる必要がある。	第3章-3-	
5	文化部と運動部の間で、文化部は地味だと言うことがあるので、それに対して、先生が授業などで、例えば美術部の人が作った作品を見せるなど、良いところをアピールしていってほしい。	第3章-3-	
6	まじめに物事をやっている人がバカにされたり、正しいことをしている人がダサいと言われたりすることがある。具体的には、制服のボタンをきちんと上までしなければいけないという決まりがあるのに、ちゃんとボタンをしないで着くずしている人が多くなっていて、きちんとしている人がダサいという考え方が生まれてきてしまっているので、子どもは周りに流されないこと、また、先生たちが子どもをよく見て、ほめて伸ばしてほしい。	第3章-3-	自分らしく生きる権利
7	「もう高学年だから分かるでしょう、お姉ちゃんなんだからしっかりしなさい」と言われるが、理由がわからない。理由をちゃんと言い、私の意見も聞いて、否定することを言わないでほしい。	第3章-3-	(個性を認められ、一人の人間として尊重されること)
8	親が「あの子と遊ぶとあなたも悪いと思われるから、遊ばないようにしなさい。」というの はおかしい。周りの人はもっと理解してほしいし、子どもは理解してもらえるように学校で の話とかをするべき。	第3章-3-	
9	親の言動が矛盾しているということ、具体的には、子どもが「 さんの家はこうなのに」 と親に言うと、親は「よそはよそ」という感じで言うのに、成績とかの話が絡んでくると、 親は他のところと比較したりすることなどが納得いかないので、親は気がついたら声をかけ てほしい、また、子どもは矛盾に気付いてもらうために、親に質問していくことだと思う。	第3章-3-	
10	ねぶたの日に夏期講習がないようにしてほしい。地域文化を大切にする仕組みづくりが必 要。	第3章-4-	豊かに育つ権利 (青森の文化などを学ぶことなど)
11	子どもは大人の意見をちゃんと尊重しなければいけない。大人は子どもに目を向けて子ども の意見を尊重してほしい。	第3章-5-	
12	自分の意見を最後まで聞いてくれない。意見を聞いてもらうために言い方を変える。	第3章-5-	
13	親には自分の意見を最後まで聞いてほしい。具体的には、親の話す勢いが強すぎて自分の意 見が言えず、そのまま親に流されてしまうことがあるので、親は気付く習慣をつけてほし い、また、子どもは親の話を一通り聞いたあとに意見をいうことだと思う。	第3章-5-	参加する権利
14	子どもは大人の意見をちゃんと尊重しなければいけない。大人は子どもに目を向けて子ども の意見を尊重してほしい。	第3章-5-	(あらゆる場で自分の意見を表明すること)
15	自分の意見を最後まで聞いてくれない。意見を聞いてもらうために言い方を変える。	第3章-5-	
16	大人が一方的に怒り、良い気分がしないので、子どもは勇気を持って意見を言うべき。	第3章-5-	
17	言っていることと行動がちがうことがあるので、直してほしいと素直に言う。	第3章-5-	
18	子どもは大人の意見をちゃんと尊重しなければいけない。大人は子どもに目を向けて子ども の意見を尊重してほしい。	第3章-5-	
19	自分の意見を最後まで聞いてくれない。意見を聞いてもらうために言い方を変える。	第3章-5-	
	親には自分の意見を最後まで聞いてほしい。具体的には、親の話す勢いが強すぎて自分の意 見が言えず、そのまま親に流されてしまうことがあるので、親は気付く習慣をつけてほし い、また、子どもは親の話を一通り聞いたあとに意見をいうことだと思う。	第3章-5-	
21	子どもは大人の意見をちゃんと尊重しなければいけない。大人は子どもに目を向けて子ども の意見を尊重してほしい。	第3章-5-	参加する権利
22	自分の意見を最後まで聞いてくれない。意見を聞いてもらうために言い方を変える。	第3章-5-	シ加りる惟利 (表明した意見について、配慮がなされること)
	子どものための遊び場やクラブ活動などに、大人たちが介入しすぎていないか。遊ぶ場所が 少なくて時間も少ないのに、あそこは危険だから行くなと言われる。子どもの意見を尊重し てほしい。	第3章-5-	(衣明 U に忘光に ジャーで、 配慮かなされること)
24	「もう高学年だから分かるでしょう、お姉ちゃんなんだからしっかりしなさい」と言われるが、理由がわからない。理由をちゃんと言い、私の意見も聞いて、否定することを言わないでほしい。	第3章-5-	
25	学校の行事で先生やPTAがやると、いつも同じことを繰り返す。(あきる)もっとちがうのをやりたい。いそがしくても、児童とかからアンケートをとるとか、児童も参加させてほしい。	第3章-5-	

第4章 生活の場における権利の保障

_ 2	2 土冶の物にのける惟例の休停				
	内容	反映箇所	反映箇所内容		
2	親には自分の意見を最後まで聞いてほしい。具体的には、親の話す勢いか 26 見が言えず、そのまま親に流されてしまうことがあるので、親は気付く い、また、子どもは親の話を一通り聞いたあとに意見をいうことだと思う。	習慣をつけてほし 第4章-2-	保護者の責務と役割 (子どもが豊かに育つ環境確保や対応に努めること)		
2	27 先生が成績や進路について細かい。子どもにも自分の考えがある。	第4章-3 放	施設関係者の責務と役割		
2	28 先生が自分のクラスの生徒をえこひいきしていることがあるので、子ども るほか、先生を理解してみる必要がある。	弗4早-3-	施設関係者の青務と役割		
2	来たばかりの先生なのに、毎年どうやって行事を進めているのかも知らる 29 ように訳のわからない注意をすることがあるので、その学校でどうやって 理解して、この学校では新参者だということをわかってほしい。	「、前の字校と同じ "	応放関係者の負務とな 割 (専門性に基づく最善の方法で子どもの権利保障に努めること)		

	V) ID V) ABA/D		
	内容	反映箇所	反映箇所内容
20	学区が制限されていて、自由に行動できない。(学区外で遊べない)学区と遊べる地域を		
30	別々にするといい。	-	
	大人と子どもで家を出る時間がちがう(大人はゆっくり)ので、共通にするべき。	-	
	養護の先生が重要な仕事をしているとき、保健室に入れないことがあるので、そのようなと		
32	きは援助を要請するほか、最低限の処置を行えるようにしておくこと、また、先生は薬品管	-	
	理をしっかりしてもらう。		
22	仲の良い人だけで固まってグループを作って、そのグループが大きくなって余る人がいるの		
33	で、道徳の教育に力を入れるべき。	-	
3/	友達とかに自分の意見を言えない人がいるので、子どもが意見を言ったときの反応の仕方な	_	
54	どを授業に取り入れてみてほしい。	_	
25	子ども会がない町会があるので、子ども会がある地域に参加できるなどの対応をしてほし		
33	[L 1 _o	-	

グループC

第2章 子どもの権利の普及

内容	反映箇所	反映箇所内容
虐待のニュースを見たが、虐待をする親は、心が子どものまま親になってしまったのだと感りた。「子どもの権利条約」を全員が親になる前に、子どものうちに知っておくべきだと思った。そのために、リーフレットでは読まない人がいるので、交通安全教室のように、映像とか講演みたいに見せるといいと思う。	第0辛 4	子どもの権利の普及
「子どもの権利条約」を見れば、子どもに権利があることは分かるが、具体的に何をしなければいけないのかが小学生などに伝わりにくいので、権利の中にも責任と義務をもう少し明確に入れるべき、また、多くの人に知ってもらうために、くだけた表現も必要だと思う。		(広報及び普及)

第3章 子どもの基本的権利

	内容	反映箇所	反映箇所内容
3	義務を果たさないで権利だけを主張するのではなく、義務を果たしたうえで権利はもらえる ものだと思う。	第3章-1-	子どもの基本的権利 (他人の権利を尊重すること)
4	外国や日本も含めて、子どもが拉致される事件 (臓器売買の問題) が起こっていることは、 生きる権利、守られる権利が足りていないと思う。	第3章-2-	安心して生きる権利 (命が守られ、平和と安全のもとに暮らすこと)
5	先生の言ったことを守らないとき、厳しい指導が必要になるのは分かるが、暴力的になることがあるので、手を出しすぎず、もう少し生徒の声に耳を傾けてほしい。	第3章-2-	安心して生きる権利 (いじめ、虐待、体罰から守られること)
6	チャイルドラインなどの相談窓口の存在をもっとアピールして広めればいいと思う。	第3章-2-	安心して生きる権利 (自分を守るために必要な情報や知識を得ること)
	地毛で髪の毛が明るいだけなのに、校則だからといって黒く染めさせるのではなく、人それ ぞれ生まれつきのものなのであれば、染めさせないべき。	第3章-3-	自分らしく生きる権利 (個性を認められ、一人の人間として尊重されること)
8	委員会の委員長などをやりたいという人がいたのに、独断で委員長などを決めてしまった先 生がいたので、先生はちゃんと意見を聞いて、公平に決めるべき。	第3章-5-	参加する権利
9	大人が子どもの話を最後まで聞いてくれず、勝手に解釈することがあるが、大人は面倒でも 子どもの言い分を聞いて、子どもは意見があるならはっきりと表現するべき。	第3章-5-	(あらゆる場で自分の意見を表明すること)

第4章 生活の場における権利の保障

	非 4	早 土沽の場にのける惟州の休陴		
Π		内容	反映箇所	反映箇所内容
	10	校則がしっかりと守られていないので、その場合は親にも協力してもらう。	第4章-2-	保護者の責務と役割 (年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利保障に努めなければならないこと)
	11	先生の言ったことを守らないとき、厳しい指導が必要になるのは分かるが、暴力的になることがあるので、手を出しすぎず、もう少し生徒の声に耳を傾けてほしい。	第4章-3-	
		先生が理不尽な発言をすることがあるので、子どもの気持ちを考えて発言してほしい。	弟4草-3-	施設関係者の責務と役割 (子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話に努めること)
Ī	13	委員会の委員長などをやりたいという人がいたのに、独断で委員長などを決めてしまった先 生がいたので、先生はちゃんと意見を聞いて、公平に決めるべき。	第4章-3-	

	内容	反映箇所	反映箇所内容
14	部活動とかの大会をテスト近くにしないで、学校のテストを把握して大会を開催してほしい。	-	
15	高校生は自宅から学校まで遠くて、通学にバスを使うので、高校生もバスを無料にすればい いと思う。	-	
	統計などで(場合にもよるが)、パーセント表示が良くないと思う。人は . 人なんてありえないので。各項のパーセント表記の横に、実際の人数(数値)をいれるべき。	-	

グループD

第3章 子どもの基本的権利

第	章 子どもの基本的権利		
	内容	反映箇所	反映箇所内容
1	身近な大人に対する意見として、大人は言っていることとやっていることが違うと普段から 思えるので、自分の意見にはもっと責任を持つべき。また、やったことにも責任を持つべ き	第3章-1-	
2	こ。 大人は都合が悪いときは、大人の都合で逃げる。最後まで答えるべき。	第3章-1-	
	子どもが色々なことに一生懸命になっているときに邪魔をするのに、大人に話しかけたりすると「今忙しい」などと言って話を聞いてくれないことがある。話くらい聞いてくれないと	770-	
3	おかしい。「今忙しいから」は禁句にしたい。子どもの意見や考え方はくだらないという考えはやめてほしい。	第3章-1-	子どもの基本的権利
4	大人が大人の意見・考えをいちばん正しいと考えている。(そういう大人がいる)子どもの 中には、大人よりもしっかりした考え方をできる人はいる。「子どもっぽい」と言ってかた づけないでほしい。	第3章-1-	(大人は子どもの基本的権利を保障しなければいけないこと)
5	あるときには「まだ子どもなんだから」と言って、あるときには「もう大人なんだから」と 言って、行動を規制する。子どもか大人かなんて境目はない。だからちゃんと理由を話して 規制するなら規制してほしい。	第3章-1-	
6	今よりみんなが楽しく暮らすためには、自分たちの意見をちゃんと聞いてもらい、理解して もらうことが大事だと思う。理解したことを口だけの約束にしないで、ちゃんと実行しても らうことも大切だと思った。	第3章-1-	
7	集団に迷惑をかけてる人がいて、全体で怒られたり指導されたりして困るので、集団を意識 してメリハリをつけてほしい。	第3章-1-	
8	子どもが色々なことに一生懸命になっているときに邪魔をするのに、大人に話しかけたりすると「今忙しい」などと言って話を聞いてくれないことがある。話くらい聞いてくれないと おかしい。「今忙しいから」は禁句にしたい。子どもの意見や考え方はくだらないという考 えはやめてほしい。	第3章-1-	子どもの基本的権利 (他人の権利を尊重すること)
9	今よりみんなが楽しく暮らすためには、自分たちの意見をちゃんと聞いてもらい、理解して もらうことが大事だと思う。理解したことを口だけの約束にしないで、ちゃんと実行しても らうことも大切だと思った。	第3章-1-	
10	先生が人によって態度を変えることがあるので、平等にしてほしい。	第3章-2-	安心して生きる権利
11	特に技術教科で一生懸命やっているのに、それに対応した評価がもらえない。不良な人でも 対等な評価をしてほしい。	第3章-2-	(あらゆる差別及び不当な不利益を受けないこと)
12	先生が人によって態度を変えることがあるので、平等にしてほしい。	第3章-3-	
13	特に技術教科で一生懸命やっているのに、それに対応した評価がもらえない。不良な人でも 対等な評価をしてほしい。	第3章-3-	
14	同じ文化部でも、結果を出したところがすごいひいきされる。大会がなく結果を出せない文 化部もある。ひいきはなくすべき。	第3章-3-	自分らしく生きる権利 (個性を認められ、一人の人間として尊重されること)
15	一方的に理由を決めてしまう先生や、お気に入りの生徒だけに優しくする先生に納得がいかない。先生なので、生徒の考えを聞いたり、みんな平等に接するべきだと思う。	第3章-3-	
16	私が「英語に関係する仕事につきたい」と言っても、「将来、役に立つことをしなさい」とか「 高校に行って医療関係の仕事につきなさい」と言って、夢の話を聞いてくれない。 子どもの夢を決められないのはおかしい。子どもが親の考えのせいで夢をあきらめたりする のはおかしい。子どものいうことを聞いて、子どもには子どもの道を歩ませてほしい。子ど も自身の問題に親はつっこんではいけない。	第3章-4-	豊かに育つ権利 (夢に向かってチャレンジし、失敗しても新たなチャレンジをすること)
17	学校の話し合いなどで、自分の意見を発表しているときに、他の意見をすぐにはさんできた りすることがあるので、ちゃんと自分の意見を聞いてほしい。一人一人の意見はどんなこと でも大切だと思う。	第3章-5-	参加する権利
	学校の話し合いなどで、自分の意見を発表しているときに、他の意見をすぐにはさんできた りすることがあるので、ちゃんと自分の意見を聞いてほしい。一人一人の意見はどんなこと でも大切だと思う。	第3章-5-	多別する権利 (あらゆる場で自分の意見を表明すること)
19	女子はスカートを長くしなくてもいいように生徒会で変える。	第3章-5-	
20	学校の話し合いなどで、自分の意見を発表しているときに、他の意見をすぐにはさんできた りすることがあるので、ちゃんと自分の意見を聞いてほしい。一人一人の意見はどんなこと でも大切だと思う。	第3章-5-	参加する権利
21	学校の話し合いなどで、自分の意見を発表しているときに、他の意見をすぐにはさんできた りすることがあるので、ちゃんと自分の意見を聞いてほしい。一人一人の意見はどんなこと でも大切だと思う。	第3章-5-	(表明した意見について、配慮がなされること)

第4章 生活の場における権利の保障

_	寿 4	4早 生活の場にあける惟利の休 障				
		内容	反映箇所	反映箇所内容		
	22	私が「英語に関係する仕事につきたい」と言っても、「将来、役に立つことをしなさい」とか「 高校に行って医療関係の仕事につきなさい」と言って、夢の話を聞いてくれない。子どもの夢を決められないのはおかしい。子どもが親の考えのせいで夢をあきらめたりするのはおかしい。子どものいうことを聞いて、子どもには子どもの道を歩ませてほしい。子ども自身の問題に親はつっこんではいけない。	第4章-2-	保護者の責務と役割 (年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利保障に努めなければならないこと)		
	23	特に技術教科で一生懸命やっているのに、それに対応した評価がもらえない。不良な人でも 対等な評価をしてほしい。	寿4早-3-	施設関係者の責務と役割		
	24	同じ文化部でも、結果を出したところがすごいひいきされる。大会がなく結果を出せない文 化部もある。ひいきはなくすべき。	第4章-3-	(専門性に基づく最善の方法で子どもの権利保障に努めること)		
	25	助手の先生が間違ったことを教えていることがあるので、ちゃんと勉強してほしい。	第4章-3-			
	26	助手の先生には、しつこい人が多く、うるさいと感じる。	第4章-3-			
		一方的に理由を決めてしまう先生や、お気に入りの生徒だけに優しくする先生に納得がいかない。先生なので、生徒の考えを聞いたり、みんな平等に接するべきだと思う。	第4章-3-	施設関係者の責務と役割 (子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話に努めること)		

	ての他の息見			
	内容	反映箇所	反映箇所内容	
28	大人は好きなときに休みをとれる。子どもも有給制をとるべき。	-		
29	大人に宿題がないので、子どもにもないべき。	-		
30	割引やセール品の対象にカードゲーム類が入っていない。衣類などだけでなく、おもちゃな ども入れてほしい。	-		
31	教科書は支給されるのに、なぜノートは支給されないのか。ノートも教科書と同じようにす るべきである。	-		
32	テレビ東京やフジテレビを見たい。地方によって見れないのは不公平だと思う。	-		
33	休み時間が短いので、長くしてほしい。	-		
34	天気予報で仙台の次が北海道が秋田で、青森が飛ばされる。テレビの尺を考えて、青森も放 送すべき。	-		
35	文房具が高いので、安くしてほしい。	-		
36	卓球部の交通費を出してくれない。他の中学校は出してくれる。市内で一律にするべき。	-		
37	ゆとり教育が終わったことで、その境目にいる中学生などは、これまでやってきたことに加えて、ゆとり教育のためにやっていなかった(やらなくてもよかった)部分についても、取り戻して勉強をしなくてはいけない、多くのことをやらなければいけない。これからの子どもは、そうではなくて、普通に勉強できるので、勉強の量に差が出るのはおかしいと思う。	-		
38	総理大臣をころころ変えること。自分の行動・言動に責任を持って行動力のある人がなれば いい。	-		